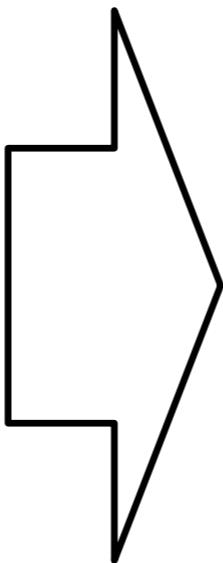


旧

〈別表2〉 予算及び決算審査特別委員会質疑方法等

区分	特別委員会名	委員構成	質疑方法	会議日数	質問時間(答弁含む)	質問席	質疑項目書提出期限	委員長報告
第1定	一般会計 予算審査	全員	一括質疑 方式と一 問一答方 式との選 択制択制	3日間	45分	すべての委員 会に設置	委員会 開催日の 2日前 午前10時 まで	委員会 に諮る
	特別会計 予算審査			2日間				
改選1期定	一般会計 予算審査	全員		2日間				
	特別会計 予算審査			1日間				
第2定	予算審査	半数		1日間	60分			
改選2期定	一般会計 予算審査	全員		2日間	45分			
	特別会計 予算審査			1日間				
第3定	予算審査	半数		1日間	60分			
	一般会計 決算審査	全員		4日間	45分			
	特別会計 決算審査			3日間				
第4定	予算審査	半数	1日間	60分				



新

〈別表2〉 予算及び決算審査特別委員会質疑方法等

区分	特別委員会名	委員構成	質疑方法	会議日数	質問時間(答弁含む)	質問席	質疑項目書提出期限	委員長報告		
第1定	一般会計 予算審査	議員 全員	一括質疑 方式と一 問一答方 式との選 択制択制	3日間	45分	すべての委員 会に設置	委員会 開催日の 2日前 午前10時 まで	委員会 に諮る		
	特別会計 予算審査			2日間						
改選1期定	一般会計 予算審査			議員 全員					2日間	
	特別会計 予算審査								1日間	
第2定	予算審査			半数					1日間	60分
改選2期定	一般会計 予算審査			議員 全員					2日間	45分
	特別会計 予算審査								1日間	
第3定	予算審査			半数					1日間	60分
	一般会計 決算審査			議員 全員					4日間	45分
	特別会計 決算審査								3日間	
第4定	予算審査	半数	1日間	60分						

※委員構成の議員全員からは、議長を除く。決算審査特別委員会は、監査委員も除く。

※決算審査特別委員会の会議日数は、書類審査日1日を含む。

※質疑項目書提出期限については、休日を除いて数える。また決算審査特別委員会の委員会開催日とは、書類審査後に開かれる委員会を指す。

※第1定（改選期を含む。）及び改選期第2定における一般会計及び特別会計予算審査特別委員会並びに一般会計及び特別会計決算審査特別委員会における委員長報告については、質疑内容を省略し、討論が行われた場合はその要旨。また、委員会における会議結果の報告を行う。

※委員構成の議員全員からは、議長を除く。決算審査特別委員会は、監査委員も除く。

※決算審査特別委員会の会議日数は、書類審査日1日を含む。

※質疑項目書提出期限については、休日を除いて数える。また決算審査特別委員会の委員会開催日とは、書類審査後に開かれる委員会を指す。

※委員長口頭報告では、質疑内容は省略し、会議結果及び討論が行われた場合はその要旨を報告する。